

熊本市景観計画の主な改定内容について

1. 理念、基本方針の修正と追加

理念を一部修正するとともに、基本方針の追加を行いました。

「理念」

水と緑と歴史を活かし 地域と共に賑わいと活力を育む くまもとの景観づくり

※改定前：水と緑と歴史が育む 賑わいと活力が湧く くまもとの景観づくり

「追加した
基本方針」

豊かで美しい緑と水辺がつながるうるおいある景観を創出します

2. 視点場※¹の追加・改善

熊本市では、多くの人から親しまれる景観が将来失われることがないように守っていくために、重点地域※²には視点場を設定しています。

今回の改定を機に、以下に示すとおり追加・改善を行いました。



※¹ 視対象を眺める人が位置する場所。

※² 「熊本城周辺地域、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域、熊本駅周辺地域、電車通沿線地域、白川沿岸地域」の6地域

3. 視点場における眺望の保全・向上の考え方を明記

建築行為等の際に景観に配慮していただくため、重点地域における各視点場について、眺望の保全・向上の考え方を明記しました。

《例》桜井通り（上通・長崎書店の南側）からの熊本城の眺望と、保全・向上の考え方



- ・桜井通りの建築物や工作物等の色彩は、地域で推奨する色彩^{※3}を使用し、熊本城天守閣への良好な眺めをさえぎる屋外広告物の掲出を控えます。
- ・沿道の建築物の新築、建替えにおいては可能な限り道路境界から壁面位置を後退させます。

※3 熊本市景観計画第3章「2. 大規模行為届出」参照。

4. 将来像イメージイラストを掲載

各重点地域について、景観誘導により形成される将来イメージのイラストを掲載しました。



熊本城周辺地域の将来イメージイラスト

5. 公共施設等の整備に関するデザイン調整の仕組みを掲載

公共施設、公共建築物は景観形成の先導的役割を果たす必要がある（熊本市景観条例第5条）ため、景観整備の考え方の明記とともに、デザイン調整を行うべき規模やエリア等の基準を設定し明記しました。

【公共施設等の整備例】



【河川】

麴川（自然と調和した景観整備の例）



【公共建築物】

ウェルバルくまもと
（壁面緑化による周辺景観との調和の例）

【デザイン調整の仕組み】

令和2年（2020年）より行っている景観審議会の専門委員によるデザイン調整を行うべき規模やエリア等の基準を以下のとおり設定。

・大型事業

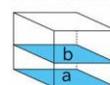
一部を除き「熊本市公共事業環境配慮指針」の第1種事業と同要件

- ・建築基準法第2条に規定する建築物の新築改築で延べ床面積2,500㎡以上のもの若しくは高さ12m又は建築面積1,000㎡を超えるもの など

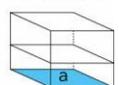
- ・重点地域内の視点場からの眺望範囲内で行う事業

- ・事務局が必要と判断したもの、または事業所管課が必要と判断したもの

延べ床面積
 $a+b \geq 2,500\text{㎡}$



建築面積
 $a > 1,000\text{㎡}$



6. その他

関連計画との整合、地図や写真の更新、評価検証の手法の掲載を行いました。